令和3年度　県立鉾田第一高等学校入学生の保護者の皆様へ

タブレット端末貸与・購入費一部補助について

経済的に困難を抱える世帯の方に対し、以下の支援を行います。
申請方法や必要書類等については、学校までお問い合わせください。

具体的な支援Ｉ　対象：住民税非課税世帯

１　支援内容
　タブレット端末の貸与
２　所得基準
　保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が0円（非課税）
３　提出書類
　○貸与申請書
　○保護者等全員の①課税証明書
４　申し込み期限
　令和３年５月予定

具体的な支援ＩＩ　対象：上記Ｉに準ずる世帯

１　支援内容
　タブレット端末購入費の一部補助
　【補助率】端末本体購入金額の１／２（上限22,500円）
２　所得基準
　世帯年収目安：270万円以上350万円未満
　【父（会社員）・母（無職）・生徒本人・中学生の弟（妹）の４人家族を想定】

実際の基準

課税標準額（総所得）×６％－調整控除額（市町村民税相当分）＜51,300円
※ふるさと納税等による寄付金控除がない場合は、
　市町村民税所得割額　＜　51,300円

３　提出書類
　○補助申請書
　○保護者全員の①課税証明書＋②住民税特別徴収税額決定通知書の写し（給与所得者）
　（住民税税額決定納税通知書の写し（事業所得者等））
　○端末購入の領収書等（日付、購入金額、購入金額内訳、販売事業者名　の明記）
　※販売事業者から領収書が発行されない場合は、
　端末本体購入金額がわかる書類（明細書等）＋支払ったことがわかる書類（銀行振込の領収書等）

日付が、令和３年４月１日以降のものに限ります！

４　申し込み期限
　令和３年６月３０日（水）

要注意！！

住民税非課税世帯の方は、購入費一部補助の対象にはなりません。
支援が必要な場合は、必ず貸与申請の手続きを行ってください。

提出書類の例
①課税証明書

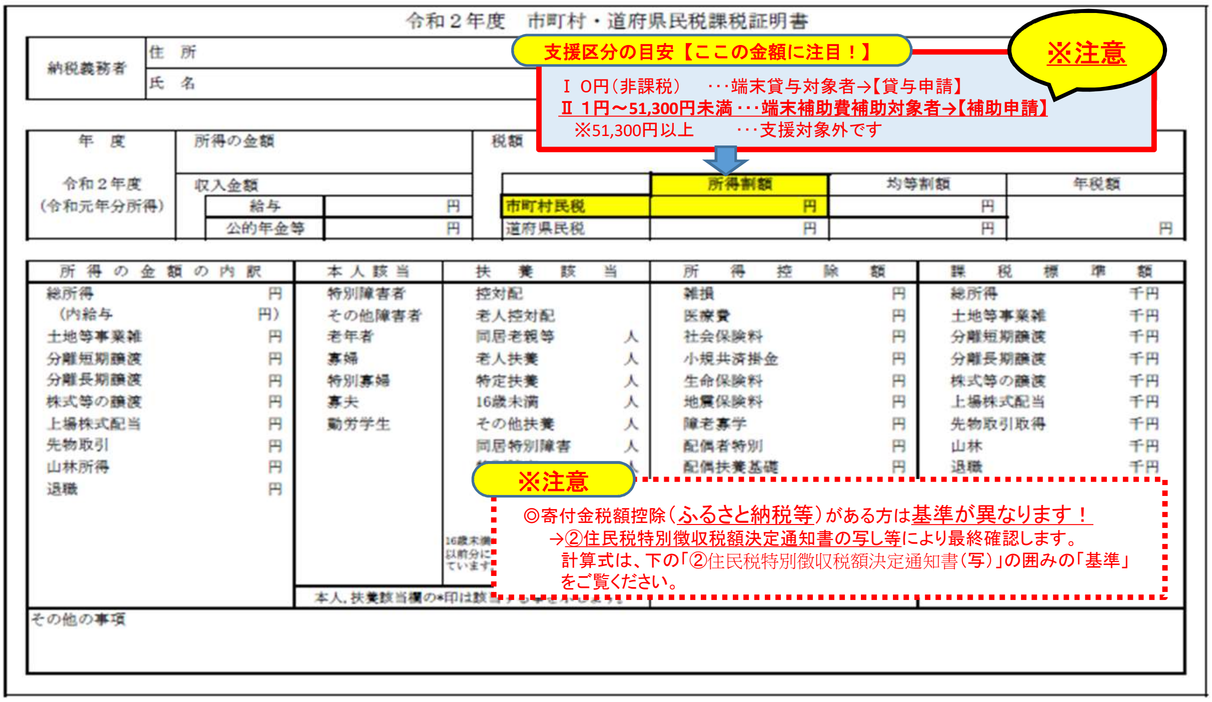

令和２年度　市町村・道府県民税課税証明書

納税義務者	住　所	
	氏　名	

支援区分の目安【ここの金額に注目！】

※注意

Ⅰ ０円（非課税）　・・・端末貸与対象者→【貸与申請】

Ⅱ １円～51,300円未満・・・端末補助費補助対象者→【補助申請】

※51,300円以上　　・・・支援対象外です

年　度	所得の金額		
令和２年度 （令和元年分所得）	収入金額		
		給与	円
		公的年金等	円

税額	所得割額	均等割額	年税額
市町村民税	円	円	
道府県民税	円	円	円

所得の金額の内訳		本人該当	扶養該当		所得控除額		課税標準額	
総所得	円	特別障害者	控対配		雑損	円	総所得	千円
（内給与	円）	その他障害者	老人控対配		医療費	円	土地等事業雑	千円
土地等事業雑	円	老年者	同居老親等	人	社会保険料	円	分離短期譲渡	千円
分離短期譲渡	円	寡婦	老人扶養	人	小規共済掛金	円	分離長期譲渡	千円
分離長期譲渡	円	特別寡婦	特定扶養	人	生命保険料	円	株式等の譲渡	千円
株式等の譲渡	円	寡夫	16歳未満	人	地震保険料	円	上場株式配当	千円
上場株式配当	円	勤労学生	その他扶養	人	障老寡学	円	先物取引取得	千円
先物取引	円		同居特別障害	人	配偶者特別	円	山林	千円
山林所得	円			人	配偶扶養基礎	円	退職	千円
退職	円							

16歳未満…以前分に…ています

本人、扶養該当欄の*印は該…

※注意

◎寄付金税額控除（ふるさと納税等）がある方は基準が異なります！

→②住民税特別徴収税額決定通知書の写し等により最終確認します。

計算式は、下の「②住民税特別徴収税額決定通知書（写）」の囲みの「基準」をご覧ください。

その他の事項

上記のとおり証明します。

令和３年　月　日

※市町村によって証明書の様式（記載項目）が異なります

提出書類の例
②住民税特別徴収税額決定通知書（写）

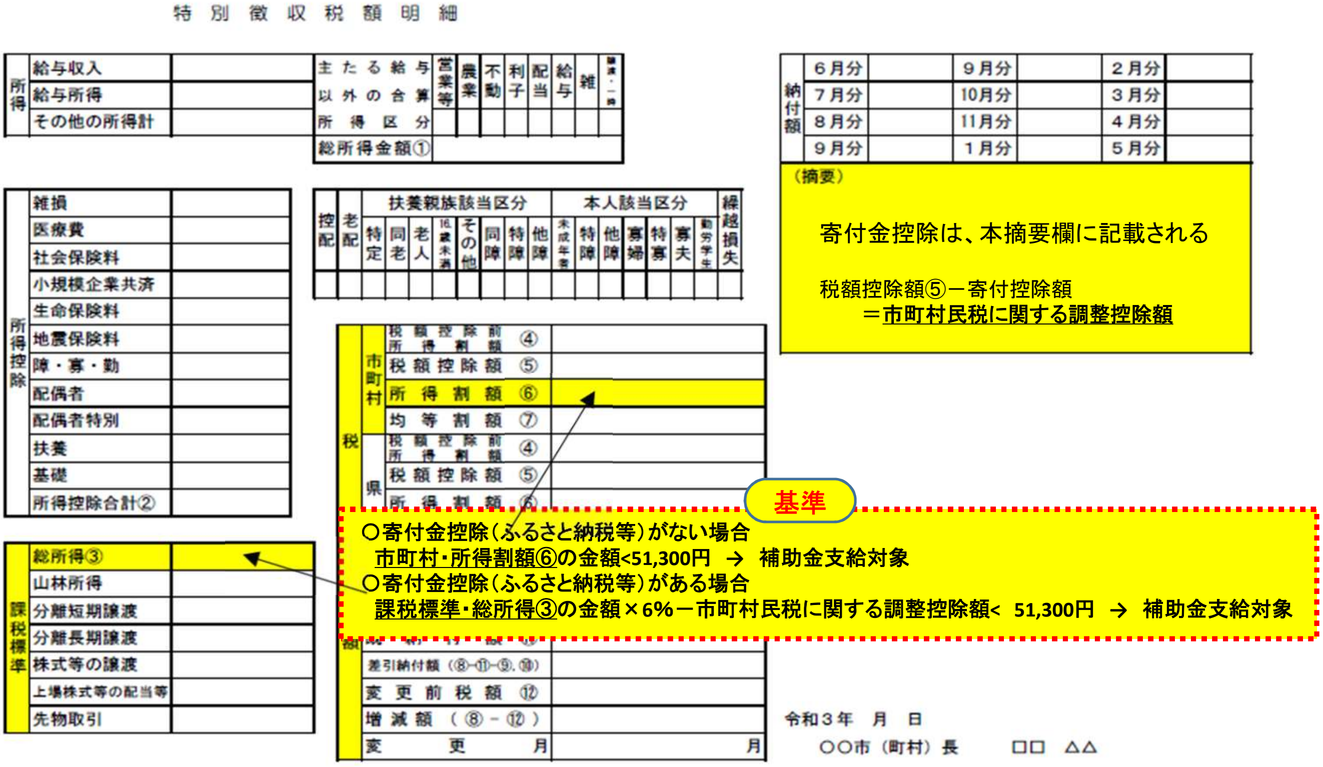

特別徴収税額明細

所得	給与収入	
	給与所得	
	その他の所得計	

主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動	利子	配当	給与	雑	譲渡・一時
総所得金額①								

	納付額					
６月分		９月分		２月分	
７月分		10月分		３月分	
８月分		11月分		４月分	
９月分		１月分		５月分	

（摘要）

寄付金控除は、本摘要欄に記載される

税額控除額⑤－寄付控除額

＝**市町村民税に関する調整控除額**

所得控除	雑損	
	医療費	
	社会保険料	
	小規模企業共済	
	生命保険料	
	地震保険料	
	障・寡・勤	
	配偶者	
	配偶者特別	
	扶養	
	基礎	
	所得控除合計②	

控配	老配	扶養親族該当区分								本人該当区分							繰越損失
		特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	未成年者	特障	他障	寡婦	特寡	寡夫	勤労学生	

税	市町村	税額控除前所得割額 ④	
		税額控除額 ⑤	
		所得割額 ⑥	
		均等割額 ⑦	
	県	税額控除前所得割額 ④	
		税額控除額 ⑤	
		所得割額 ⑥	
額			
		差引納付額（⑧-⑪-⑨、⑩）	
		変更前税額 ⑫	
		増減額（⑧－⑫）	
		変更　月	月

基準

〇寄付金控除（ふるさと納税等）がない場合

市町村・所得割額⑥の金額<51,300円　→　補助金支給対象

〇寄付金控除（ふるさと納税等）がある場合

課税標準・総所得③の金額×6%－市町村民税に関する調整控除額<　51,300円　→　補助金支給対象

課税標準	総所得③	
	山林所得	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当等	
	先物取引	

令和３年　月　日

〇〇市（町村）長　　□□　△△

＜問合せ先＞

県立鉾田第一高等学校

TEL：0291－33－2161